コロナ下における労働組合の意見調整機能

—2つの公立病院の事例¹—

前浦 穂高

労働政策研究・研修機構副主任研究員

はじめに

本稿では、2つの公立病院を対象に、コロナ下の労働組合の意見調整機能を取り上げる。ここでいう意見調整とは、職種が異なる職員間の不満や要求などの意見の相違に対して、調整を図ることを指す。病院には、医師、看護師、薬剤師、検査技師、理学療法士等の専門職種に加え、事務職員が勤務する(田尾2001)。病院は、多くの職種が勤務する組織であり、職員間で意見の相違が発生しやすいと考えられる。職員間の意見の相違への対応を分析するには、病院は相応しい対象といえる。

ところで、職員間で意見の相違が発生した際には、誰が調整を図るのだろうか。その対象の1つとして考えられるのが労働組合である。労働組合とは、労働者の自主的な組織であり、主に組合員の

まえうら ほだか

2006 年 3 月東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取 得満期退学。経営学修士。人事管理論、労使関係論専攻。 2006 年 4 月立教大学経済学部助教、2009 年 4 月独立行 政法人 労働政策研究・研修機構 研究員、2015 年 4 月よ り同機構副主任研究員。

最近の主な業績として、『コロナ禍の教訓をいかに生かすか―医療従事者の働き方の変化から考える』(2023年、ぎょうせい)、『看護師、介護職員、保育士、幼稚園教諭を対象とした処遇改善事業の有効性の検討に向けて―先行研究レビューを手がかりとして』(2023年、JILPT Discussion Paper 23-04)等がある。

労働条件や生活条件の維持・向上を図るという目的を追求し、そのための活動を行う恒常的な組織である(前浦2021)。労働組合は組合員の声を聞き、組合員のための活動を行う組織である。

具体的な分析に入る前に、日本の労働組合の 組織的特徴を考えてみたい。欧米では、労働者が 加入するのは産業別組合や職業(職種)別組合、一 般組合である。産業別組合や職業(職種)別組合に 加入するのは、特定の産業や職業(職種)で働く労 働者であり、一般組合については、誰でも加入する ことができる。欧米では、労働組合は企業の外にあ り、同じ企業の労働者でも加入する労働組合は異 なる。そのため、労働者間の意見の相違は、組合の 対立関係や敵対関係として表れると考えられる。こ れに対し、日本の労働組合の主な組織形態は企 業別組合である。企業別組合とは、特定の企業な いし事業所ごとに、その企業の本雇いの従業員(正 社員のこと、筆者)という身分資格を持つ労働者だけ を組合員として成立し、その運営上の主権をほとん ど完全な形で掌握している独立の労働組合と定義 される(白井1992)。近年では、非正規労働者を組 織化する労働組合が増えており、上記の定義に修 正が必要になるものの、欧米との比較でいえば、日 本の労働組合は企業の中にあり、その組織的特徴 は、企業の従業員であれば、職種に関係なく、同じ 労働組合に加入する資格を持つ工職混合組合と いう点にある。それゆえ、日本の労働者間で意見の 相違が発生する場合、同一組合内で調整が図られ

ると考えられる²。

本稿では、公立病院を取り上げる。公立病院(自 治体病院) は、公的病院 (済生会病院や赤十字病院 等)と同様、コロナ感染者受入可能な病院が多く3、 また、公立病院は労働組合が結成されていること が多い。その労働組合は企業別組合であり、当該 組合に同一病院内の多くの職種の職員が加入し ている。病院は、コロナ下における労働組合の意見 調整機能を分析するのに相応しい対象だと考えら れる。

分析課題

病院内で労働組合に意見調整が求められる ケースには何があるだろうか。その1つとしてあげ られるのが、COVID - 19 (以下、コロナ)下で支 給された補助金や防疫等作業手当(以下、コロナ手 当)である⁴。

コロナ下では、コロナ病床を確保した病院やコロ ナ病棟に空床が発生した病院に補助金が支給さ れた。コロナ病床確保のための補助金の活用につ いては、補助基準額の2/3以上をコロナ感染症 に対応する医療従事者に充てることとされ、その対 象は医療機関が決定することになっていた。医療 機関が支給対象者を広く設定すれば、1人当たり の配分は少なくなり、対象者を限定すれば、1人 当たりの配分は多くなる。

コロナ手当は日額3,000円~4,000円とされ、 支給対象者はコロナ感染者に対応する医療従事 者に限定された。ここに職員間で意見の相違が発 生する可能性がある。コロナ病棟は、他の病棟から 隔離され、同病棟の医師や看護師は、感染リスクを 負いながら、PPE(ガウン、手袋、マスク、キャップ、エ プロン、フェイスシールド、ゴーグル等)を装着し、治療 や処置を行ってきた。しかし、コロナの影響を受け たのは、一般病棟も同じである。病院は、コロナ感 染者の増加に対応するために、コロナ病棟を拡張 した。その際に、一般病棟の入院患者を別の病棟 に移し、スペースを確保していた。その結果、一般 病棟は、通常以上の入院患者を収容しただけでな

く、異なる診療科の入院患者をケアしなくてはなら なくなった5。しかし、コロナ病棟の職員にはコロナ 手当が支給されるが、一般病棟の職員はコロナ手 当の支給対象外であった。

3. 事例分析

(1)組織概要

本稿が取り上げるのは、A病院とB病院である。 どちらの病院も職員数が1,000人を超える総合病 院であり、厚生労働省が定める感染症指定病院で ある。A病院は、コロナ第1波からコロナ感染者を 受け入れた。同病院は最大で40床ほどのコロナ病 床を確保し、感染状況に応じて、コロナ病床を拡大 するなどしてきた。同病院の救急病棟はコロナ重症 者を、コロナ病棟は中等症や軽症者を受け入れて いた。A病院のコロナ病棟の看護師は、組合の要 請を受けて、各病棟から希望者を募って集められ た。その人数で、2ヵ月単位のローテーションを組 み対応してきた。

B病院は、第1波の終わり頃からコロナ感染者を 受け入れた。同病院は、30床程度のコロナ病床を 確保し、都道府県庁の要請により、適宜、病床を増 やす等の対応を行ってきた。コロナ病棟の看護師 を選定する際は、組合の要請により、「本人の同意 を得ること」「育児や介護を抱える看護師は対象か ら外すこと」が原則になった。この原則に基づき、看 護師長が経験のある看護師40人程度を各病棟か ら選抜した。選ばれた看護師は、2カ月単位のロー テーションを組んで、コロナ病棟に勤務していた。

2つの病院には、労働組合があり、オープン ショップ制を採っている。組合員の範囲は、管理職 以外の全職員(正規職員以外の職員を含む)である。 医師を除く正規職員に限れば、A病院の組織率 はほぼ100%であり、B病院の組織率は93.2% である。どちらの病院も、コロナ下で補助金や慰労 金の支給を受け、コロナ感染者に対応した医師や 看護師にはコロナ手当が支給された。なお、本稿で は、紙幅の制約から、補助金の活用とコロナ手当に 焦点を当てる。

(2) A病院の事例

①補助金の活用

A病院の補助金の活用をみていこう。A病院が 受給した補助金の一部は、職員のホテル宿泊費と コロナ手当に活用された。A病院労組の組合役員 によると、2020年度は、半年以上、ホテルに宿泊し ていたという。当初、A病院は宿泊費のみを負担し ていたが、組合がホテルに宿泊する職員の食事代 の支給を求めたこと、都道府県庁が医療従事者の ためにクラウドファンディングを実施していたことか ら、食事代(夕食と朝食)も病院負担となった。A病 院のコロナ手当は、国の基準に則るものであるが、 コロナ感染者に接する職員には4,000円、コロナ 感染者の検体を扱う臨床検査技師など、直接コロ ナ感染者に接することのない職員には3,000円が 支給された。また、A病院では、コロナ病棟に勤務 する全職員にコロナ手当が支給された。

②コロナ手当に関わる問題

A病院では、コロナ手当の支給をめぐり、2つの問題が発生した。どちらもコロナ手当の支給対象の職員と支給対象外の職員との間で発生した。

1つ目の問題は、救命救急センター、一般病棟、 救急病棟で発生した。コロナ下では、発熱がなけれ ば、PCR検査を実施していなかったため、全ての 入院患者や搬送者がPCR検査を受けるわけでは ない。そのため、A病院の救命救急センター、一般 病棟、救急病棟には、発熱していないコロナ感染者 を収容する可能性があった。しかし、救命救急セン ターの職員には、コロナ感染者の有無に関わらず、 コロナ手当が支給されていたが、一般病棟と救急 病棟はコロナ手当の支給対象外であった6。これに 対する不満が、一般病棟と救急病棟の職員から出 た。この不満に対して、組合は「これは当局が対応 すべきだ」というスタンスを採った。その背景には、 ①救命救急センターの大変さは理解できること、② 組合は、当局に対して、コロナ手当の支給を主張す る根拠を持ち得なかったことがある。前者について は、救命救急センターは、コロナ下で人員が補充さ

れず、発熱外来を引き受ける等の業務負担が増加していたこと、コロナ前から積極的に救急搬送者を受け入れてきたことがある。後者については、誰が感染しているか分からない状況は、全ての患者に共通することである。そこまでコロナ手当の支給対象を拡大すると、全ての病棟の看護師にコロナ手当を支給しなくてはならなくなる。こうしたことから、組合はこの問題に積極的に関わることをしなかった。この状況はコロナ下の3年間続いたが、2023年5月8日にコロナが5類に引き下げられた際に、A病院はコロナ手当を撤廃した。これ以降、この不満は出なくなった。

2つ目の課題は、一般病棟でコロナ感染者が出 た時のコロナ手当の支給である。一般病棟はコロ ナ手当の支給対象外であった。しかし、1つ目の 課題で指摘した通り、一般病棟にコロナ感染者が 入院することもあった。例えば、誤嚥性肺炎で搬送 されてきた患者が、入院後に、コロナ陽性者と発覚 したケースである。入院後に、コロナ感染が発覚す るケースが何度か発生したため、一般病棟の看護 師から組合に相談が寄せられた。それを受けて、組 合は当局と交渉を行い、一般病棟にコロナ感染者 が出た場合は、コロナ手当が支給されることになっ た。ただし、当初は、コロナ感染者に対応する看護 師に限定された。その看護師以外は、コロナ感染 者に対応したかどうかわからないからである。これ に対し、組合は、同じフロアで勤務する他の看護師 が、コロナ感染者に対応していないことも証明でき ないことから、同じフロアに勤務する看護師にコロ ナ手当を支給するよう求めた。その結果、同じフロア で勤務した看護師にもコロナ手当が支給されるよ うになった。

(3) B病院の事例

①補助金の活用

B病院が受給した補助金の一部は、時間外手当とコロナ手当に充てられた。組合は、労使交渉で「時間外手当はコロナ前からあり、補助金の一部を活用するのはおかしいのではないか」と指摘したが、当局は「コロナ下の残業に対して支払うもので

あるため問題はない」と回答した。組合は、「新たな 手当新設など職員が目に見えるような形で支給す ることが望ましい」と主張し続けてきたが、当局側は 実施しなかった。B病院では、コロナ下で申請され た時間外労働に対して時間外手当が支払われてい たが、同病院の時間外労働は、コロナ前から変わっ ていないという。B病院のコロナ手当は、国の基準 に則るものである。コロナ感染者に接する職員には 4,000円、コロナ感染者の検体を扱う臨床検査技 師など、直接コロナ感染者に接していない職員には 3,000円が支給された。ただし、B病院のコロナ手 当の支給対象は、同じフロアに勤務した全ての職員 ではなく、実際にコロナ感染者に対応した職員に限 定された。そのため、コロナ下で支給された補助金 は人件費として活用されたものの、コロナ病棟やコ ロナ感染者に対応する職員以外には見えにくいも のとなった。

②コロナ手当に関わる課題

B病院のコロナ手当に関わる課題は2つある。 1つは、コロナ手当の支給に関わる課題であり、も う1つは、夜勤のコロナ手当の金額であった。

コロナ手当の支給に関わる課題から取り上げよ う。コロナ手当の主な支給対象は、コロナ病棟の医 師や看護師であった。しかし、コロナ下では、物品 調達作業等、事務職員の業務量が増えた。そのた め、コロナ手当が支給されない事務職員から、「自 分たちもコロナ下で業務が増えているのに、コロナ 手当は1円も支給されていない」という不満が出 た。この不満は、事務職員がコロナ下の頑張りを認 めてもらえていないと感じていたことに起因してい た。組合は、事務職員に支給できる手当がないかを を模索し、当局に事務職員への手当支給を盛り込 んだ要求書を提出した。しかし、当局は、「通常業務 が増加しただけである」と回答し、その要求に応え ることはなかった。事務職員は、その回答に納得は しなかったものの、その結果を受け入れた。ただし、 その後、全職員に対して、国からの医療従事者向け の慰労金(1人20万円)が支給された7ことで、事務 職員の不満は減少したという。

次に、夜勤のコロナ手当の金額の問題を取り上 げよう。B病院は2交替制を採っており、夜勤は2 日勤務の扱いになる。そのため、夜勤のコロナ手当 は8,000円(4,000円×2日分)になるはずであるが、 B病院は、夜勤のコロナ手当を6,000円に定めた。 組合は「何故、夜勤のコロナ手当が6,000円なの か」と説明を求めたが、夜勤の実労働時間は15時 間程度で2日分の勤務時間(8h×2日=16h)に満 たないということだけで、当局から明確な説明はな かったという。その後、コロナ病棟では、人工呼吸 器やECMO(エクモ)を必要とする患者が増加し、 看護師に高度な知識が求められるようになった。こ うした処置を担当する看護師から「現場は大変だ」 という声が上がり、組合は当局に業務の対価として 相応しい処遇を求めた結果、コロナ手当の金額は 7,500円に改善された。これ以降、夜勤のコロナ手 当に対する不満は減少したという。

まとめ

ここでは、2つの公立病院の事例分析から得られた主な事実発見について整理する。ただし、補助金の活用については、職員間で意見の相違が発生しなかったため、ここではコロナ手当について言及する。

まず指摘すべきは、2つの病院の労働組合は、職員間で発生した意見の相違に対応したことである。労働組合は、多くの職種の職員の不満や要求を聞き、労使交渉を通じて当局に対応を求めたり、場合によっては、「当局が対応すべきこと」だとして静観したりしていた。前者に該当するのが、A病院の一般病棟にコロナ感染者が出た際のコロナ手当の支給、B病院の事務職員への手当支給の模索と夜勤のコロナ手当の金額の改善である。後者は、A病院の病棟(救命救急センター、一般病棟、救急病棟)間で発生したコロナ手当支給に伴う不満への対応が該当する。

そのうえで、上記の対応により、組合が課題を解決したかどうかが重要になる。2つの病院では、労使交渉を通じて、課題が解決されることが示され

た。A病院では、一般病棟でコロナ感染者が出た場合、コロナ手当は支給されていなかったが、労使交渉を通じて、同じ病棟に勤務する全職員にコロナ手当が支給されることになった。ただし、同病院の病棟間で発生したコロナ手当支給をめぐる不満については、その解決はコロナが5類に移行するまで待たなくてはならなくなった。B病院では、組合はコロナ手当が支給されない事務職員への手当支給を模索したものの、実現されなかった。しかし、労使交渉により、夜勤のコロナ手当の金額が改善された。

コロナ下の病院では、多くの職種の職員を組織する労働組合が、コロナ手当をめぐる組合員間の意見の相違に対応していた。労働組合がその調整を行えば、必ずしも課題が解決できるわけではないが、解決できることもある。また、A病院の病棟間で発生したコロナ手当支給をめぐる不満については、組合は「当局が対応すべき」と静観した。結局、この問題の解決は、コロナが5類に移行するまで待たなくてはならなくなった。このことは、逆に、組合の存在意義を示しているようにも思われる。いずれにせよ、労働組合は、コロナ下で、組合員間の意見の相違を調整するという役割を果たし、その存在意義を示したといえるのではないだろうか。■

《注》

- 1 本稿の分析は、2つの公立病院の組合役員に実施したインタビュー調査に基づく。特に断らない限り、本稿の分析は調査結果に基づく。A病院の調査は2024年2月26日(月)の19:00~20:45、B病院の調査は、2024年2月21日(水)の9:00~10:30に実施した。必要に応じて、調査以外にも適宜問い合わせをしている。
- 2 日本にも組織内に複数の労働組合が存在することは あり、組合間の対立は起こる。ただし、欧米に比べ

- ると、日本ではそうしたケースは少ないことから、本 稿では複数組合があるケースは除外することとした。
- 3 総務省自治財政局準公営企業室「公立病院の現状について」によると、公的医療機関と公立医療機関でコロナ感染者を受け入れ可能な医療機関は7~8割であるが、民間医療機関は2割程度であった。https://www.soumu.go.jp/main_content/000742388.pdf(アクセス日は2024年2月25日)
- 4 コロナ下の補助金については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第2版)について」https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000968570.pdf、「『令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金』のご案内」https://www.mhlw.go.jp/content/001103104.pdf、防疫等作業手当については、「人事院規則」https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=423RJNJ09129000#Cを参照した(全てのアクセス日は2024年3月14日)。
- 5 このようなコロナ下のコロナ病棟と一般病棟の状況については、前浦(2023)を参照されたい。
- 6 A病院の救急病棟はコロナ重症者を受け入れていたため、コロナ感染者が入院していれば、コロナ手当は支給されていた。ただし、コロナ感染者が入院していない時は、コロナ手当は支給されなかった。
- 7 B病院には、精神科を専門とする病院や子どもに特化した病院がある。B病院単体の慰労金は職員1人当たり20万円であったが、その他の病院は10万円であっため、これが病院をまたぐ職員間の不満につながったという。なお、この点については、紙幅の関係で、別稿に委ねることとする。

《参考文献》

- 白井泰四郎 (1992) 『現代日本の労務管理 第2版』 東洋経済新報社
- 田尾雅夫 (2001) 『ヒューマン・サービスの経営 超高 齢化社会を生き抜くために』 白桃書房
- 前浦穂高(2021)「労働組合の組織と運営」仁田道夫・中村圭介・野川忍編『労働組合の基礎-働く人の未来をつくる』日本評論社
- 前浦穂高(2023) 『コロナ禍の教訓をいかに生かすかー 医療従事者の働き方の変化から考える』 ぎょうせい

